

平成 25 年度「第 2 回障がい者施策審議会」(文書発言)

塚野正治 H25.12.19

1 「障害者差別解消地域支援協議会」の設置を

「障害者差別解消法」は、地方公共団体にも「協議会」を「組織することができる」としているが、市はこれを「組織しなくてもいい」と理解しないで設置して法の実効を推進してほしい。障害者団体のアンケートでは自民党以外の政党はすべて「早期設置」を主張している。

2 障害者に関する「附属機関等」は再編成を

現在の【附属機関】

- ①「社会福祉審議会 障害者専門分科会」(福祉総務課)
- ②「障がい者施策審議会」(障がい福祉課) 他に「障がい程度区分認定審査会」
- ③「精神保健福祉審議会」(こころの健康センター) 他に「精神医療審査会」

現在の【懇話会等】

- ④「障がい者地域自立支援協議会」
- ⑤「発達障がい者支援体制整備検討委員会」
- ⑥「障がい者基本条例検討会」がある。

今後「差別解消協議会」や「障がい者基本条例推進機関」も予想されるので附属機関の再編を要望する。その場合は「懇話会等」を無くして「附属機関」を充実してほしい。発達障害だけ支援体制整備検討委員会の必要理由はなにか、すべての障害に整備検討が必要だと思う。

具体的な【改善提案】

①～③は除いて、全体を①障害者基本法に基づき、主として理念や政策を審議する「障がい者施策審議会」、②障害者総合支援による、主として福祉サービス基盤について提案する現懇話会を改編した「障がい者地域自立支援協議会」、③障害者差別解消法で設置しする、主として人権と差別防止について検討する「地域支援協議会」の 3 つを柱にして、必要に応じて 10 人程度で構成する部会を設置し、部会委員は福祉部長名で任命し新たな委員も加える。

3 「障害者基本条例案」に対する意見

①「前文」の設置を

条例は市民全員が「安心はて暮らせる街づくり」の一環としての位置づけと理解している。社会的弱者の典型である障害者の人権と生活を守ろうとする内容の条例は、こうした目的によるものであることを前文に明記することが重要だと思う。さらに障害者が過去に置かれてきた歴史と、条例の精神は「障害者権利条約」と「障害者基本法」の完全履行を目標にしていることも記述する。

- ②条例の推進と効果を検証するための「障害者地域支援協議会」を設置する条文を設ける。
- ③条例に関しての「相談・紛争解決機関」の設置は十分に検討を(紛争を起さないための観点が大切だから、既往の相談機関等で対応できないか)。
- ④差別事例の公表と広報の実施を。
- ⑤「市民との意見交換会」と「パブリックコメント」終了後にも「検討会」の開催を。

4 「市障害者計画」の見直し作業を

国の「新・障害者基本計画」が策定されている。市の第 2 次計画は平成 26 年度までだが、今から新しい国の計画に沿って見直し作業に入っても早すぎることはないと思う。国の改定策定要領が届いてから検討するのではなく、国の新計画を踏まえてどんな計画を策定するか立場になってほしい。

そして「福祉計画」総合支援のとおり「自立支援協議会」に委譲する。

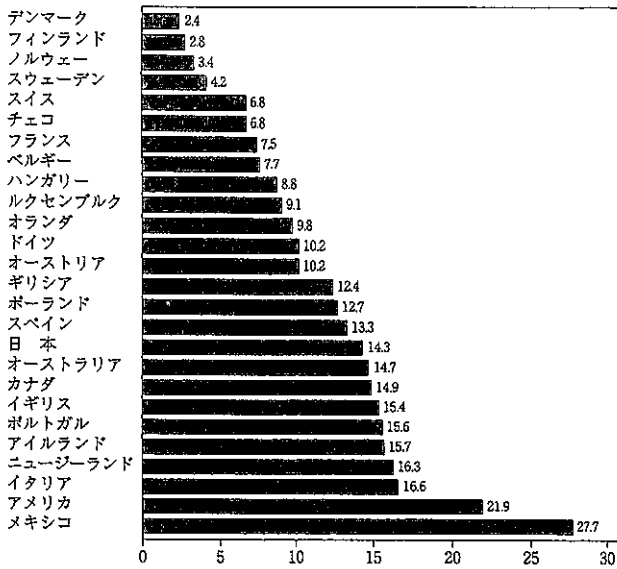
5 「子ども条例」の制定を(安心して暮せる街づくりの原点は子供と障害者)

市は「安心と共に育つ、暮らし快適都市」と「市民が共に育つ、教育文化都市」を柱の 1 つに掲げている。「誰もが安心して暮らせる街づくり」は、OECD 諸国中で「育児」「教育」「障害者」関係費は GDP 比の公費支出が最も少ないグループに位置している。障害者条例に続いて近代都市の要件でもある「子どもの育成」と「教育」を重点にした条例の制定を要望する。

「子どもの最貧国日本」 山野良一

光文社新書 2008.9

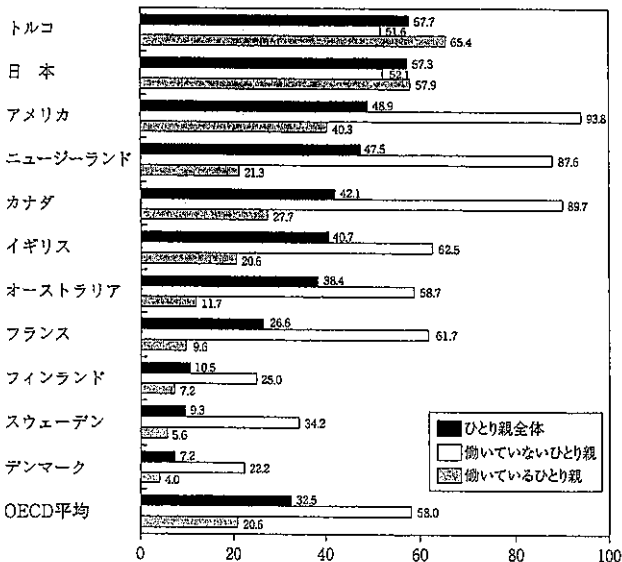
図1-1 子ども貧困率(OECD26ヶ国)



出所) UNICEF (2005), "A Child Poverty in Rich Countries 2005".

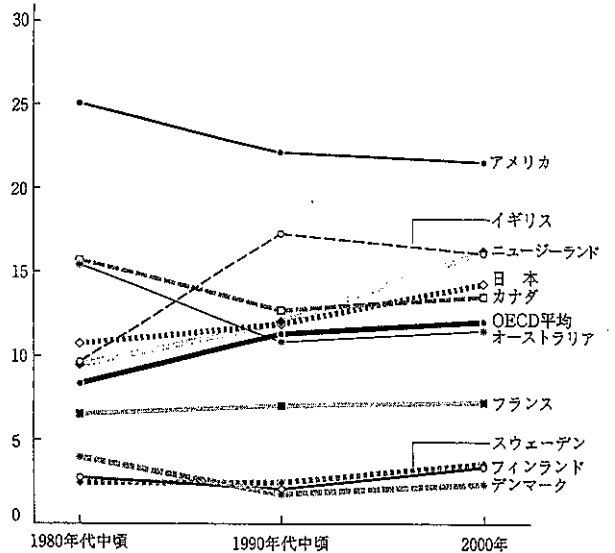
つまり、子どもの属する世帯の所得から税金や社会保険料などを引き、児童手当などの政府からの公的な援助を加えることで世帯の可処分所得というものを求めます。この可処分所得のままでは、世帯の構成や人数の規模は調整されていません。そうしたものを調整した、世帯ごとの個人単位の所得を低い方から高い方に並べ、そのうちちょうど真ん中の世帯の所得(統計学で言う「中央値」)の50%を貧困ラインと定めています。ちなみに、OECDのデータが採用している日本の貧困ラインでは、親子2人世帯では可処分所得で年収195万円、親子2人世帯では可処分所得で239万円、親子2人世帯では276万円です。

図1-3 ひとり親家庭の貧困率(主要OECD11ヶ国およびOECD全体の平均)



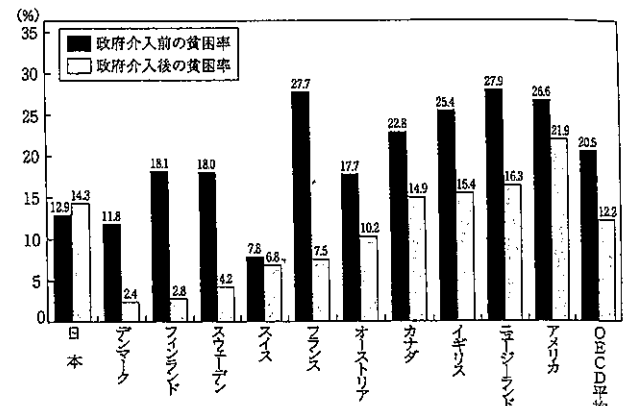
出所) OECD (2005), "Society at Glance" より作成

図1-2 子どもの貧困率の推移(主要OECD10ヶ国およびOECD全体の平均)



出所) OECD (2005), "Society at Glance" より作成

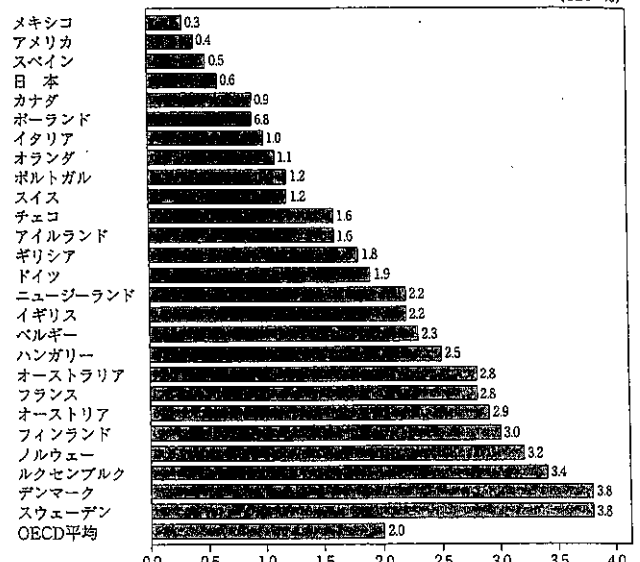
図1-4 政府の所得移転の効果(主要OECD11ヶ国およびOECD全体の平均)



出所) UNICEF (2005), "A Child Poverty in Rich Countries 2005" および「OECD日本経済白書 2007」中央経済社、2007年より作成

つまり、各国の政府の介入は貧困状況に与えられる危険から多くの子どもたちを救っています。平均で見ても「介入前の貧困率」の60%程度に「介入後の貧困率」を押し下げることが成功しています。

図1-5 家族関連社会支出の対GDPの割合(OECD26ヶ国)



出所) OECD (2004), "Social Expenditure Database" より作成